

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月
② 昭和62年4月
③ 昭和63年4月

60歳になるときに年金見込額を調べてもらい、3か月の未納期間があることが分かった。その後、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっていた。改めて国民年金の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間当時、勤務していた会社との雇用契約期間が年間11か月間であったため、1か月間の空白ができてしまうので私自身が国民年金の保険料を納付書で納め、その領収書を会社に渡して保険料をもらった。

会社の同僚の中に同じ雇用契約で同様に国民年金の保険料を納付していた者がいたのに、私だけ申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」の「被保険者となった日」欄には、「昭和61年4月1日資格取得、昭和61年5月6日資格喪失」と記載され、A市のゴム印が押されていることが確認でき、申立人と同じように保険料を納付したとする同僚二人は、オンライン記録により申立人の記録と同様の資格記録になっている上、同年4月分の保険料が納付済みとなっていることから、申立人もその主張する納付方法により保険料を納付したと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人の所持する年金手帳に

資格取得及び資格喪失記録の記載は無く、A市役所作成の国民年金被保険者名簿の資格事項欄についても昭和62年4月5日以降の資格記録が平成14年9月2日に一括追加されたことが確認でき、この時点では、申立期間②及び③は時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人の会社の上記同僚二人についても、申立期間②及び③は未加入期間となっており、国民年金の再加入手続が行われたことは確認できず、そのうちの一人は、「会社が国民年金保険料を負担してくれたのは、昭和61年4月分だけだったと思う。」と証言している上、申立人のオンライン記録及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿の記録に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から同年9月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和52年10月の結婚を機に、義母が、私の国民年金に係る加入手続きを行い、義母の預金口座から口座引落で保険料を納付してくれているはずである。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付したとするその義母は、家族全員の国民年金保険料をすべて納付しているなど、納付意識は高かったことが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和55年6月23日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は過年度納付が可能である上、申立期間前6か月の保険料は同年6月30日に特例納付されており、申立期間後18か月の保険料は同年11月20日に過年度納付されていることを考慮すると、納付意識の高い申立人の義母が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和39年9月1日から40年2月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を39年9月1日、資格喪失日に係る記録を40年2月1日とし、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

また、申立期間②のうち、昭和43年8月1日から同年11月3日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年8月1日、資格喪失日に係る記録を同年11月3日とし、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、いずれの事業主も、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月1日から40年3月25日まで
② 昭和43年7月2日から同年11月3日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①について、私は、A社C営業所に昭和39年1月ごろに入社したが、その際に当該事業所から、「入社後3か月間は試用期間があり、試用期間後に正社員とする。」との話を聞いていたので、厚生年金保険には同年4月1日から加入していたと記憶しており、申立期間①が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得がいかない。

申立期間②について、申立期間②の前に勤務していたD社が倒産したため、その後、同社E支店で一緒に勤務していた同僚と、B社を設立し勤務したが、申立期間②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得がいかない。

いずれの事業所にも勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び

②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録から、A社において、昭和39年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員二人の雇用保険記録を確認したところ、それぞれ、38年12月28日及び39年1月16日に雇用保険に加入していることが推認できるが、いずれの元従業員も、「自分が入社したときには、申立人は既に入社していた。」と証言していることから、申立人が申立期間①に同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「試用期間中は厚生年金保険に加入していない。」としているところ、上記従業員の一人は、A社において昭和39年1月16日に雇用保険に加入していることが推認できるが、「入社後は試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入していない。」と証言しており、上述のとおり、当該従業員は、同社において勤務を開始してから約7か月半後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和40年2月1日から同年6月5日まで、いずれかの事業所において雇用保険に加入していることが確認できるが、オンライン記録から、申立人は、同年4月1日から同年6月8日まで、F社において厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、当該雇用保険記録は、同社における記録であることがうかがえ、オンライン記録から、A社において、同年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる元従業員が、「申立人は、私が退職する前に既に退職していた。」と証言していることを合わせて考えると、申立人は、同年2月1日の時点では、既に同社C営業所を退職していたことがうかがえる。

加えて、申立人及び複数の同僚が証言している申立期間当時の当該事業所の従業員数と、オンライン記録から確認できる厚生年金保険の被保険者数がおおむね一致する上、申立人と同様の業務に従事していた同僚3人は、厚生年金保険被保険者としての記録が存在する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和39年9月1日から40年2月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の昭和39年9月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員の標準報酬月額の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取

得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 9 月から 40 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間②においてB社で勤務していたことが確認できる。

また、申立期間②当時、B社の元代表取締役は、「申立人は、B社が設立された昭和 43 年 7 月 2 日から同社に在籍していたと思う。設立当初から在籍していた社員は、厚生年金保険に加入させていた。」と証言している上、オンライン記録によれば、同社は昭和 43 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、同僚が証言している申立期間当時の当該事業所の従業員数と、オンライン記録から確認できる厚生年金保険の被保険者数がおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 43 年 8 月 1 日から同年 11 月 3 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、B社が保管する申立人に係る給与体系表の記載から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 8 月から同年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間①のうち、昭和 39 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、申立人及びA社において同年 1 月 16 日に雇用保険に加入していることが推認できる同僚は、「試用期間中は厚生年金保険に加入していない。」と証言しているところ、オンライン記録から、上記同僚は、当該事業所において同年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している

ことが確認できることから、当該期間については申立人も当該同僚と同様に試用期間として厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

また、申立期間②のうち、昭和 43 年 7 月 2 日から同年 8 月 1 日までの期間については、オンライン記録から、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年 8 月 1 日であることが確認できる上、当該事業所は、「申立期間当時の資料は保管されておらず、申立てどおりの届出及び保険料の納付については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間②のうち、同年 7 月 2 日から同年 8 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①のうち昭和 39 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び申立期間②のうち 43 年 7 月 2 日から同年 8 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該 2 期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 63 年 10 月 1 日から 64 年 1 月 1 日までの期間、平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 1 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から 4 年 6 月 1 日までの期間、11 年 12 月 1 日から 17 年 2 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び同年 12 月 1 日から 19 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、昭和 63 年 10 月から同年 12 月までは 15 万円、平成 2 年 10 月から同年 12 月まで及び 3 年 3 月から同年 9 月までは 16 万円、3 年 10 月から 4 年 5 月まで及び 11 年 12 月から 12 年 1 月までは 17 万円、同年 2 月から 15 年 3 月までは 16 万円、同年 4 月から 16 年 6 月までは 18 万円、同年 7 月は 17 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 18 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 17 万円、17 年 1 月は 16 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 17 万円、同年 5 月は 16 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 17 万円、同年 12 月から 18 年 12 月までは 15 万円、19 年 1 月は 14 万 2,000 円、同年 2 月及び同年 3 月は 15 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 14 日から平成 19 年 4 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、疑問を持ったので、改めて社会保険事務所（当時）で自分の年金記録について確認したところ、A社で勤務していたときの標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額に記録されていることが判明した。

会社からの届出により記録が訂正された期間もあったが、すでに時効を迎えた申立期間については、年金記録確認第三者委員会への申立てが必要であるとの説明を受けたので、今回申立てを行った。

給料支払明細書を提出するので、調査の上、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和63年10月1日から64年1月1日までの期間、平成2年10月1日から3年1月1日までの期間、同年3月1日から4年6月1日までの期間、11年12月1日から17年2月1日までの期間、同年3月1日から同年9月1日までの期間及び同年12月1日から19年4月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が保管する給料支払明細書から、昭和63年10月から同年12月までは15万円、平成2年10月から同年12月まで及び3年3月から同年9月までは16万円、3年10月から4年5月まで及び11年12月から12年1月までは17万円、同年2月から15年3月までは16万円、同年4月から16年6月までは18万円、同年7月は17万円、同年8月及び同年9月は18万円、同年10月から同年12月までは17万円、17年1月は16万円、同年3月及び同年4月は17万円、同年5月は16万円、同年6月から同年8月までは17万円、同年12月から18年12月までは15万円、19年1月は14万2,000円、同年2月及び同年3月は15万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和58年1月14日から63年10月1日までの期間、64年1月1日から平成2年10月1日までの期間、3年1月1日から同年3月1日までの期間、4年6月1日から11年12月1日までの期間、17年2月1日から同年3月1日までの期間及び同年9月1日から同年12月1日までの期間については、申立人の所持する給料支払明細書から、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額、又は事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額か、又はこれよりも低額であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月26日から同年12月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A社が発行した辞令及び在職証明書を保管しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人が保管する辞令及び在職証明書から、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる上、同社管理本部人事部の社会保険事務担当者は、「当時の資料は保管していないが、毎月の給与計算業務の一連の過程で、申立期間の保険料は控除していたと思う。」と回答していることから、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和51年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月31日から同年9月2日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社C工場に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和44年12月にA社に入社してから、平成12年9月に退職するまで、同社で継続して勤務していた上、昭和49年8月分及び同年9月分の給与明細書を保管しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された回答書及び申立人が保管する給与明細書から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和49年9月2日にA社C工場から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る昭和49年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成9年3月から10年9月までの期間は36万円、同年10月は41万円、同年11月及び同年12月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成9年3月から10年12月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月3日から11年1月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と大きく違っていた。

申立期間の給与支給明細書を保管しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が保管している給与支給明細書において確認できる報酬月額から、平成9年3月から10年9月までの期間は36万円、同年10月は41万円、同年11月及び同年12月は38万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が保管している給与支給明細書において確認できる報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、実

際の報酬月額を届け出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成9年2月については、申立人が保管している給与支給明細書から確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より低額であることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和58年5月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年5月21日から同年6月1日まで
② 昭和58年6月1日から平成2年8月21日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが判明した上、申立期間②の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額よりも低額となっていることが判明した。

その後、年金事務所に照会したが、申立期間①及び②に係る記録は、「ねんきん定期便」のとおりであるとの回答を受け取った。

私が保管している昭和58年6月分給料支払明細書において、同年5月21日からA事業所に勤務し、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②の給料支払明細書を保管しているので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が保管する昭和58年6月分給料支払明細書において、申立人が同年5月21日からA事業所に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記給料支払明細書の保険

料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日がいずれも昭和58年6月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日と記録したことは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立人の保管する給料支払明細書から、申立期間②の報酬月額は、標準報酬月額19万円ないし38万円に相当する額であることが確認できる一方、申立期間②の厚生年金保険料控除額は、いずれの月についても、標準報酬月額15万円ないし19万円に相当する額であることが確認でき、15万円ないし19万円の標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額か、これよりも低額であることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立期間②における申立人の標準報酬月額について^{そきゅう}遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②について、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月31日から50年1月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和49年12月31日となっているが、私は、同日付けで同社を退職したと記憶しているので、資格喪失日は50年1月1日となるはずである。

私が保管している昭和49年12月分の給料支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持する昭和49年12月分の給料支払明細書から、申立人は、A社に同年12月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記明細書における厚生年金保険料の控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを49年12月31日と誤って記録することは考え難いこ

とから、事業主が同日を資格喪失日として届けたものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年11月までの期間及び46年1月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月から45年11月まで
② 昭和46年1月から49年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

20歳になった当時は、国民年金の加入義務があることを知らなかったが、実家に戻ってきた昭和49年ごろ、A町役場（現在は、B市役所C支所）から国民年金の加入勧奨の連絡があり、その後、同町役場において加入手続きを行い、その場で過去約5年間分約30万円ないし40万円程度の保険料をさかのぼって一括納付した記憶がある。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和50年1月に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、「昭和49年ごろに、A町役場において過去約5年間分の保険料を一括納付した。」としており、昭和49年当時は、第2回特例納付実施期間中であることから、申立期間は特例納付により納付することは可能であったものの、申立人の記憶する納付額は、申立期間の保険料を特例納付により納付する金額と大きく乖離^{かいり}している上、A町役場は、役場では過年度保険料の収納はできなかったとしているところ、過年度納付及び特例納付の対象となる保険料を同町役場において一括納付したとするなど、申立人の主張する納付方法に

は不自然な点が見受けられる。

さらに、国民年金被保険者台帳（紙台帳）及びA町役場作成の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料は未納となっていることから、行政側の記録管理に不自然な点は見当たらない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から同年10月までの期間及び38年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から同年10月まで
② 昭和38年3月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、家業の農業を手伝っていたが、A公共職業安定所の紹介でB県にある工場の季節労働者の募集があり、そこで昭和33年12月から39年2月まで冬期間のみ勤務をしていた。

申立期間①及び②の保険料は、私がB県の工場から帰ってきた都度、国民年金の切替の手続を行い、働いて得た給与から納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和33年12月からB県にある工場に毎年冬期間のみ勤務しており、申立期間①及び②の保険料を当該工場から帰ってきた都度、国民年金の切替の手続を行い、保険料を納付していたとしているが、オンライン記録により、平成12年5月17日に昭和37年11月から38年2月までの厚生年金保険加入期間が追加されたのに基づき国民年金の記録が訂正され、訂正前は、37年4月から38年3月までは連続した一つの未納期間であったことから、申立人が会社を退職したその都度、国民年金の切替手続を行っていたとは考え難い。

また、特殊台帳及びC町役場（現在は、D市役所）作成の国民年金被保険者名簿においても、昭和37年4月から38年3月までの期間は未納となっている上、申立人が所持している国民年金手帳の「昭和37年度国民年金印紙検認記録」欄は、検認印が押されていないことから、申立期間①及び②の保険料が納

付された形跡はうかがえない。

さらに、申立人は、昭和 54 年 6 月ごろに E 市役所市民課年金係から送付された「国民年金未納保険料の特例納付について」の案内書（申立期間を含む昭和 37 年度の未納保険料（4 万 8,000 円）を第 3 回特例納付により納付勧奨する内容）を保管しているが、申立人は、それに基づいて特例納付により保険料を納付した記憶が無いと証言していることを踏まえると、申立期間①及び②の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成元年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から平成元年6月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間当時、夫は数人の職人を雇って個人事業をしており、年々売り上げが増え役所から法人化するように言われていた。金銭面で不自由をしていない時期に、夫の保険料を納付しながら私の保険料を納付しないとはあり得ない。数回の引っ越しをしたため、証拠となる書類等は無いが、納付できるように未納であるという証拠を提示してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料をその夫の保険料と一緒に納付したとしているが、オンライン記録により、平成元年6月5日に過年度保険料の納付書が発行されたことが確認でき、昭和62年度及び63年度に保険料の未納期間があったものと考えられる上、申立期間は63か月の長期間にわたることから、行政側の瑕疵^{かし}によって保険料収納記録が消失したとは考え難い。

また、A市役所作成の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、申立期間に係る保険料の納付記録は確認できない。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から51年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私の国民年金の加入手続は母が行い、保険料は婚姻前には母が、婚姻後には妻が納付をしてくれていたと確信している。数回の引っ越しをしたため、証拠となる書類等はないが、納付できるように未納であるという証拠を提示してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続を行ったとするその母は、既に亡くなっているため加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和51年10月27日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は、時効により保険料を納付することはできない上、婚姻後、申立人の保険料を納付したとするその妻は、「保険料はその都度納付しており、まとめて納付したことはない。」と証言していることから、申立人の保険料が過年度納付及び特例納付により納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から同年12月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

私は、前の会社を辞めて新しい会社に就職が決まってから、A市役所B地区事務所（現在は、A市C区役所）に行った際、同事務所の職員から国民年金への加入を勧められ、その場で加入手続を行い、保険料を納付したと記憶している。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する三制度共通の年金手帳には、国民年金手帳記号番号及び「国民年金の記録（1）」欄が記載されていない上、オンライン記録においても、国民年金手帳記号番号が確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年8月まで

「ねんきん特別便」及び「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、国民年金手帳記号番号が基礎年金番号に統合されていないことが判明し、その後、記録統合の手続を行ったことから未加入期間は無いものと思っていた。

私は、昭和52年4月に会社を退職後、A区役所に出向き、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと記憶している。将来のことを考え、会社勤務時代に貯めたお金から保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、B町（現在は、C市D区）転居後の昭和52年9月4日ごろに払い出されたことが推認できることから、申立人がA区役所において国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとは考え難い。

また、オンライン記録及び特殊台帳により、申立人は、昭和52年9月1日を資格取得日として強制加入していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月31日から同年4月25日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、年金事務所に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

昭和41年の初めごろ、数か月の間、A社に臨時職員として勤めていた記憶があるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における作業内容、同社のB製品及び申立期間当時の同社の事業所所在地を記憶しているところ、その内容は、オンライン記録により、申立期間当時、同社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる3人の従業員の証言内容及び同社の商業登記簿の記載内容と一致していることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、上記3人の従業員はいずれも、「申立人を記憶していない。」と証言している上、A社は、「当時の書類が保存されていないため、勤務実態も不明である上、申立てどおりの届出や保険料納付を行ったかは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人は、「健康保険証を会社から受け取った記憶が無い。」としている上、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から20年8月15日まで

年金請求時に、自身の年金記録を確認したところ、社会保険事務所(当時)から、申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていない旨の回答を受け取ったが、このたび再度照会したところ、同様の回答を受け取った。

申立期間は、A社の子会社であるB事業所(現在は、C社)に派遣されていた期間なので、厚生年金保険に加入していたと思う。

給与明細書等の資料は無いが、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自分は、A社D工場に勤務していたが、その後、同社の子会社であり、E県F区G地*丁目に所在するB事業所に異動となった。」としているところ、B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、その所在地が「H区G地*ノ*」と記載されていることが確認できる上、元事業主の親族は、「申立期間当時、B事業所はA社の仕事をしていた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が、B事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C社は、「当時の資料も無いため、申立人のことについては調べられない。」と回答している上、B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員の所在はいずれも確認できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人は、当時の事業主の氏名を挙げているが、B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、当該人物の氏名は確認できない上、

上記親族は、「その氏名に記憶は無い。」と証言している。

さらに、B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 26 日から同年 8 月 25 日まで

年金裁定請求時に、申立期間が厚生年金保険被保険者期間ではないことに気づいていたが、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間は、厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

私は、昭和 31 年の春に、中学校の推薦により A 社に入社し、現場作業の仕事を担当していた。

勤務していたことは確かなので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A社の慰安旅行で、B地の温泉旅館に宿泊したことがある。」と主張し、当時の写真を保管しているところ、オンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、「慰安旅行で、B地にある温泉旅館に一度だけ宿泊したことがある。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない上、オンライン記録から、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員3人はいずれも、「A社では、新入社員に対して見習期間を設けており、見習期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、申立人は、「中学校卒業直後に入社した。」と申し立てているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、厚生年金保

険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員のうち、昭和29年度から33年度までの期間において、その生年月日から、中学校卒業直後に同社に入社したと思われる元従業員が7人確認できる。

このうち、照会することのできた6人はいずれも、「私は中学校卒業直後にA社に入社した。」と証言しているが、当該6人は、入社したと思われる時期の1か月ないし10か月を経過した後に、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記7人のうち、残りの1人の夫は、「妻は、『私は中学校卒業直後の、昭和31年春にA社へ入社した。』と話していた。」と証言しているところ、オンライン記録から、当該元従業員は、A社において昭和31年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社では、中学校卒業直後に入社した従業員については、採用と同時に厚生年金保険に加入させておらず、採用してから一定期間経過後に加入させる取扱いを行っており、申立人は、当該期間が経過する前に同社を退社したため、厚生年金保険の加入対象者とならなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から 49 年 5 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中は、A社に在籍し、B事業C施設作業所で勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、申立期間当時、D社が施工主として工事を行っていたB事業C施設の作業所で、同社の下請事業所であったA社の従業員として、現場管理の仕事をしていた。」と申し立てているところ、申立人が氏名を記憶している元同僚二人は、「B事業C施設工事は、D社が施工主であり、A社は、下請事業所として当該工事を行っていた。申立人が、同社の従業員であったかどうかは分からないが、申立人は、当該工事現場の作業所でE工事の仕事をしていた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が、D社が施工主として工事を行っていたB事業C施設作業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 49 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、同社の元取締役は、「申立期間当時のことは不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、オンライン記録から、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、「私は、昭和 46 年 4 月から 49 年 12 月までA社に勤務し、勤務期間中の 47 年 6 月から 49 年 12 月までC施設作業所で工事主任をしていた。」と証言しているところ、当該従業員は、同社において昭和 49 年 6

月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 20 日から 54 年 2 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

申立期間当時は、Aに本社があるB事業所の日本駐在員連絡事務所である、C事業所に勤務していた。その後、当該事業所は法人化され、D社に社名が変更になった経緯があるが、同社に勤務していた期間は、厚生年金保険に加入していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 11 月 20 日から 54 年 2 月 1 日まで、C事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、申立人が記憶している同僚のうちの二人の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、C事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない上、申立人は申立期間中、国民年金に加入し保険料を納付しており、D社が厚生年金保険適用事業所となった昭和 54 年 2 月 1 日に、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記二人の同僚はいずれも、「C事業所に勤務していた期間は厚生年金保険に加入しておらず、昭和 54 年 2 月 1 日に、当該事業所が法人化されてD社となったときに、同社は厚生年金保険の適用事業所となり、従業員も厚生年金保険に加入した。申立期間当時は、国民年金に加入していた。」と証言し

ているところ、オンライン記録から、当該二人は、申立人と同様、申立期間において国民年金に加入していたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A施設及びB施設で勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和 40 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで、施設に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録から、申立人は、昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 5 月 1 日までの期間はB施設において、同年 10 月 1 日から 44 年 4 月 1 日までの期間はA施設において、それぞれ厚生年金保険に加入していることが確認できる上、事業主は、「申立人は、昭和 40 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで継続して当施設に勤務しており、申立期間①当時は、A施設に勤務していた。」と回答していることから、申立人は申立期間①も、A施設又はB施設で勤務していた可能性は否定できないものの、事業主は、「当時の書類は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、オンライン記録から、申立期間①当時、A施設において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元職員は、「申立人は、昭和 43 年*月*日の出産後も、施設で継続して勤務していたと思うが、申立人が申立期間①中に、どちらの施設に勤務していたかは定かではない。」と証言している。

さらに、申立人のB施設に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載

から、申立人の健康保険被保険者証は、昭和43年5月17日に返納されていることが確認できる上、申立人の元夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載から、申立人は、申立期間①中の同年5月13日から55年10月18日までの期間、その長女とともに、元夫の被扶養者となっていることが確認できるなど、申立人が、申立期間①中に厚生年金保険に加入していたことがうかがえない。

加えて、雇用保険の記録から、申立人は、昭和42年4月1日に雇用保険に加入していることが確認できるが、43年3月31日に離職しており、申立期間①中は、雇用保険に加入していたことが確認できない。

また、オンライン記録から、申立期間①直前の昭和43年4月1日から同年10月1日まで、B施設において厚生年金保険に加入していることが確認できる元職員は、「申立人と一緒に、B施設で勤務したことは無い。」と証言していることから、申立人が、申立期間①において、B施設で勤務していたことはうかがえない。

2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人は、昭和43年10月1日から44年4月1日までの期間及び同年7月1日から45年4月1日までの期間、A施設において厚生年金保険に加入していることが確認できる上、事業主は、「申立人は、昭和40年4月1日から45年4月1日まで継続して当施設に勤務しており、申立期間②当時は、A施設に勤務していた。」と回答していることから、申立人は申立期間②も、A施設又はB施設で勤務していた可能性は否定できないものの、事業主は、「当時の書類は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間②中の昭和44年6月1日から雇用保険に加入していることが確認できるものの、オンライン記録から、申立期間②中にA施設で厚生年金保険被保険者資格を取得し、当該期間中に資格を喪失していることが確認できる元職員は、「施設に勤務していた当時の申立人のことを知らない。」と証言しており、申立期間②当時、A施設において厚生年金保険に加入しているその他の職員のうち3人はいずれも、「申立人は、毎日出勤していない。」と証言していることから、申立人は、申立期間②当時、A施設で勤務していた可能性がうかがえるものの、その勤務日数が少なかったため、厚生年金保険加入対象者として取り扱われていなかったことが推認できる。

さらに、上述のとおり、申立人は、申立期間②当時も元夫の被扶養者であったことが確認できる上、申立人のA施設に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載から、申立人の健康保険被保険者証は、昭和44年4月9日に返納されていることが確認できるなど、申立人が、申立期間②中に厚生年

金保険に加入していたことがうかがえない。

加えて、オンライン記録から、申立期間②当時、B施設において厚生年金保険被保険者資格を取得した元職員は、「申立人は、A施設で勤務していた。」と証言していることから、申立人が、申立期間②において、B施設で勤務していたことがうかがえない。

- 3 申立人はいずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月から同年 12 月まで

社会保険事務所(当時)に自分の年金記録について相談に出向いたところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、申立期間中、A社B出張所で、現場作業員として勤務していた。

A社は大手の会社であるから、おそらく厚生年金保険に加入させてくれていたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自分は、A社の正社員である親族の紹介により、同社B出張所で勤務した。」と申し立てているところ、当該親族は、オンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認でき、「私が申立人をA社B出張所で勤務するように誘った。申立人は現場作業員として勤務していた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人は、同社B出張所において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社総合事務センターは、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について、「申立人の在籍記録は無く、保険料の控除、申立てどおりの届出及び保険料の納付は行っていない。現場勤務者については、現場ごとに厚生年金保険への加入の可否を判断していたものと思われ、加入記録が無い旨申立てをされた方は、現場で非加入の判断をしたものと考えられる。」と回答している。

また、申立期間当時、A社B出張所において、労務担当の仕事をしていた元従業員は、申立期間当時の、従業員の厚生年金保険への加入について、「当時、B出張所の現場では大勢の人が働いていたが、全員が厚生年金保険に加入して

いたわけではなく、厚生年金保険に加入できたのは、A社本社採用の社員だけで、現場では幹部に当たる社員だけであった。現場作業者は、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間前後に、厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員13人に、その雇用形態及び業務内容を照会したが、申立人と同様の雇用形態及び業務内容の者は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立期間当時、現場作業者としてA社B出張所に勤務したとする申立人は、厚生年金保険加入対象者として取り扱われていなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 1 日から同年 8 月 23 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中は、A社に勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時の同僚として氏名を挙げた者の証言から、申立人が、申立期間のうち昭和 48 年 5 月から同年 8 月まで、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の当時の事業主は、既に亡くなっている上、その娘は、「会社は既に解散しており、資料も保管していない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立人は、「申立期間当時は、社長及びその奥さんを除くと、私以外に二人の従業員がいた。」としているものの、オンライン記録から、昭和 48 年 4 月 2 日から 49 年 7 月 31 日までの期間、A社の事業主及びその妻が厚生年金保険に加入していることが確認できる一方、申立人以外の二人の従業員は、厚生年金保険に加入していることが確認できないことから、申立期間において、同社は、従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間のうち、昭和 48 年 3 月 1 日から同年 4 月までは、同僚から証言を得ることができないため、勤務実態が確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間にお

いて申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。